

障がい者総合サポートセンターB棟（短期入所）事業について

1 事業目的

自宅で介護をしている重症心身障害児（者）について、主たる介護者の通院やレスパイト、その他緊急時等の際に、本事業を活用することにより家庭での介護負担の軽減を図り、地域での生活継続を支援する。

2 対象者

6歳以上の重症心身障害児（者）、又は準ずる方。
※準ずる方とは、常時車椅子を利用し、自力歩行が困難な方等。

3 利用方法

- ① 「さぽーとぴあ診療所」の診察の予約を行い、診察を受ける。
- ② 診察の結果を総合的に判断し、利用の可否を決定する。
- ③ 利用可能な方は、当事業の利用者登録を行う。
- ④ 利用者、保護者又は代理人と区とで利用に関する契約を取り交わす。
- ⑤ 契約後、初回の利用者は保護者とともに入所日のみの利用をしてもらう。
- ⑥ 利用者・保護者が必要に応じて申し込み、短期入所を利用する。（3泊4日まで）

4 運営実績

令和元年度

12月31日現在（予定含む）

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	計
1 診察	9	23	16	8	7	6	1	2	1			73
2 利用登録		29	10	14	7	5	1	2	1			69
3 契約		11	12	18	4	4	6	4	2			61
4 日帰り（初回・お試し）		4	12	10	4	7	7	5	3	2	0	54
5 短期入所利用	特定短期（日帰り）			6	13	2	5	5	4	5	1	41
	宿泊（1泊2日）			2	5	7	6	12	9	8	4	60
	宿泊（2泊3日）			1	3	6	2	5	12	10	9	55
	宿泊（3泊4日）		1			5	4	4	6	6	5	34
特定短期、宿泊 合計	0	1	3	14	31	14	26	32	28	23	18	190

5 開始時からの変更点

- 申請書 …紙ベースのみをホームページにもデータ版を掲載（5月から対応）
- 受付時期 …2か月前から受付開始とする（6月に決定）
- 土日の利用 …土日のまたぎ利用及び土日退所も可とする（10月に変更）
- 緊急時利用 …緊急時（親族の葬儀や介護者の入院など）の場合は、利用日前日の午前中までに電話連絡があれば、利用を受け付ける。なお、利用期間は7日以内を限度とする。（11月から対応）

6 東京都病床確保事業

他区在住者の利用実績（12月31日現在）について、利用登録が済んでいるのは世田谷区2名、目黒区2名、利用状況は特定短期（日帰り）が世田谷区1名、宿泊（2泊3日）が目黒区1名。